

平成 23 年 6 月 27 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官  
平成 23 年(行ウ)第 4 号 不当労働行為救済命令取消請求事件  
口頭弁論終結日・平成 23 年 5 月 23 日

判 決

原告 株式会社ノースプランニング  
被告 北海道  
同代表者兼処分行政庁 北海道労働委員会  
補助参加人 ノースプランニングユニオン

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

- 1 北海道労働委員会が、原告に対して、平成 23 年 1 月 14 日付けでした平成 22 年道委不第 13 号ノースプランニング不当労働行為事件についての命令を取り消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、北海道労働委員会(以下「処分行政庁」という。)から、平成 23 年 1 月 14 日付けで不当労働行為救済命令(以下「本件命令」という。)を受けた原告が、これを不服として取消しを求めた事案である。

2 前提となる事実(争いのない事実に加え、各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告は、広告制作及び広告代理業を営む株式会社である。

イ 補助参加人は、原告に勤務する労働者等をもって、平成 21 年 8 月 9 日に結成され、組合員 20 名を擁し、連合北海道札幌地区連合会及び札幌地区ユニオンに加盟している。

(2) 本件命令

処分行政庁は、原告の行為を労働組合法 7 条に該当する不当労働行為であると認定し、平成 23 年 1 月 14 日付けで、原告が、補助参加人との間で締結した補助参加人の組合員の未払賃金に関する平成 21 年 12 月 15 日付け和解契約書の未履行部分を速やかに履行し、同和解の未履行部分についての現況説明を、資料を示して具体的にすることやこれらの内容を記載した文書を作成して補助参加人に交付すること等を内容とする本件命令を発し、原告は、平成 23 年 2 月 1 日、同命令書の交付を受けた。

3 当事者の主張

(1) 原告の主張

ア 本件和解契約の不履行は、履行しようとする姿勢を著しく欠いたのではない。

イ 組合を無視してはいない。

(2) 被告の主張

原告の主張は争う。

### 第3 当裁判所の判断

原告の主張は判然としないが、要するに本件命令が原告の労働組合法7条3号違反を認定したことが違法である旨主張していると善解し得る。

そこで検討すると、前提となる事実に加え、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、①補助参加人は、原告のその従業員に対する賃金未払に応じて、平成21年8月9日、従業員など20名で結成されたこと、②原告は、遅配している給与の支払等について補助参加人と交渉を重ね、同年11月9日の第4回協議の席上で、中小企業倒産防止共済からの給付金が1400万円あるとして、これを原資として、同年12月及び平成22年2月の分割払いを提案したこと、③そこで、補助参加人と原告は、平成21年12月25日付けで補助参加人組合員の未払賃金についての和解契約書を作成することとしていたが、当初予定していた同月28日の支払ができないことが直前に判明したため、平成22年1月8日と同年2月1日の2回の分割払とすることとして、平成21年12月26日、和解契約(以下「本件和解契約」という。)を締結したこと、④ところが、原告は、平成22年1月8日の予定額は本件和解契約どおり入金したものの、同年2月1日の2回目の分割金を支払わなかったこと、⑤このため、補助参加人は、平成22年4月7日付け及び同月21日付けで本件和解契約書の内容遵守に関する協議の開催を原告の代理人である弁護士に要求したが、原告はこれに対して具体的な対応をしなかったこと、以上の事実が認められる。

以上によれば、原告が協議の開催の求めに応じないことは、正当な理由なく団体交渉を拒む行為に当たることは明らかであるが(労働組合法7条2号。この点は、原告も明確には争っていない。)、さらに、原告の争う本件和解契約の不履行について見ると、平成22年1月8日の分割金弁済は中小企業倒産防止共済から1200万円の借入れをしてこれに充て、同年2月1日の分割金弁済は、前日に入金が見込まれる5000万円を充てるつもりであったが、後者については取引先と紛争が生じ、同年3月末にようやく3200万円が入金されたに過ぎないなどという原告代表者の説明を踏まえると、本件和解契約で定められた債務が合計1243万6390円に過ぎないことにも照らせば、中小企業倒産防止共済からの借入れによって本件和解契約の分割金の支払が概ね弁済が可能であったにもかかわらず、これを優先することなく2回目の支払期日までに会社の運転資金にこれを費消し、確たる見通しがあるともいえない取引先からの入金を2回目の分割金弁済に充てることを目論みながら、見込み違いによってこれを果たせなかったというべきである。加えて、その前後の交渉経緯等も考慮すると、原告は、補助参加人への分割金の弁済を十分優先することなく、結果として原告からの賃金支払確保を期待する組合員らの補助参加人に対する信頼を傷つけるに至ったものとの評価もなし得るところ、原告において補助参加人を不当に軽んじてこれに介入する意図がなかったなどの具体的な主張立証を何らしめない以上、これが組合を軽視又は無視し、その弱体化を企図した支配介入として、組合の運営を阻害する行為に当たる(同条3号)とした処分行政庁の判断において、裁量権の行使が是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたる点があったとまでは認められない。

したがって、本件命令に違法事由は認められない。

### 第4 結論

以上によれば、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり

り判決する。

札幌地方裁判所民事第 1 部